

**株主間契約に係る解除事由の有無についての判断**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 令和6年4月25日  
【事件番号】 令和5年（ネ）第5318号  
【事件名】 損害賠償等請求控訴事件  
【裁判結果】 控訴棄却  
【参照法令】 会社法429条1項、民法91条・541条  
【掲載誌】 金判1699号49頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25621030

龍谷大学教授 今川嘉文

**事実の概要**

民法上の組合であるX（原告、控訴人）の代表者Dらは、平成19年に、エネルギー・インフラ向けの投融資に特化したファンド運営を目的とする株式会社A（以下「A社」という）を設立した。A社は当該ファンドを通じて、電力小売事業を営むN社に投資をした。Y<sub>1</sub>社（被告、被控訴人）は、A社に興味を抱き、A社株を取得し、被告Y<sub>2</sub>が取締役に就任した。平成28年に、A社の増資により、Y<sub>1</sub>社はA社株を引き受けたが、1株をXに売却した結果、各議決権比率はY<sub>1</sub>社が50%、Xが42%になった。当該増資に係るY<sub>1</sub>社の払込みに先立ち、A社の株主全員により株主間契約（以下「本件株主間契約」という）が締結された。

本件株主間契約には、①A社の取締役の員数は5名以上とし、法令の定めに従って選解任が行われるものとする（2条1項）、②前記の増資払込み完了直後の取締役としてD・F・Gに加え、被告Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>（以下「Y<sub>2</sub>ら」という。被告、被控訴人）を選任する手続を行う（同条2項）、③代表取締役を1名とし、法令の定めに従って選定・解職が行われるものとし、前記払込み直後の代表取締役をDとする（3条）、④一方当事者に帰責事由がある場合には、本件株主間契約を解除できる（10条）、⑤取締役会の決議事項につき定足数に満たないため決議できない場合又は可否同数のために議案が否決された場合、契約当事者は、各々が正当に授權する代表者を通して更に30日間、合意に向けて協議する。当該代表者の協議が調わない場合、各契約当事者は他の契約当事者に対する書面の通知により、契約の解除ができる（以下「本

件デッドロック条項」という。12条）等の旨を定めていた。その後、Hが取締役に選任された。

N社は業績悪化により、令和元年6月期の決算では債務超過の恐れが生じ、A社は事態の対応をめぐり、DとY<sub>1</sub>社・Y<sub>2</sub>らとの間で内紛の種が生じていた。令和2年8月19日、Dの不適切な経費使用等に関する内部通報を受けて、A社に社外調査委員会が設置され、同月26日には、Y<sub>2</sub>らの善管注意義務違反等を調査する社内調査委員会が設置された。同年10月の取締役会（以下「本件取締役会」という）は、これら委員会の各調査報告が議案となった。本件取締役会は紛糾し、Dが閉会宣言をして退室後に、残った取締役Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>・F・Gは、Dを代表取締役から解職し、Y<sub>2</sub>を代表取締役に選定した。なお、Dを取締役から解任する臨時株主総会が招集されたが、Y<sub>1</sub>社のみが出席をして定足数を満たさず流会となった。

Xは本件株主間契約の解除を主張し、①当該契約に基づくXのY<sub>1</sub>社に対する義務が存在しないことの確認を求めるとともに、②Y<sub>1</sub>社に対し当該契約の債務不履行に基づき、また、Y<sub>2</sub>らに対し、Y<sub>1</sub>社の利益を凶る不当な支出等の善管注意義務違反等があるとして、会社法429条等に基づき損害賠償を求める訴えを提起した。令和3年11月に、Xは一時代表取締役の選任を裁判所に申し立て、認められた。

Xの主張によれば、第1に、Y<sub>1</sub>社はXに事前協議を申し入れることなく、Dを代表取締役から解職し、Y<sub>2</sub>を代表取締役に選定した上で、Dの取締役解任のため臨時株主総会を招集した。これは、本件株主間契約の当事者間の信頼関係を著しく毀損し、一方当事者に帰責事由がある場合とし

て本件株主間契約の解除事由に当たる。第2に、本件取締役会ではY<sub>2</sub>らはDの議長交代の動議をしたが、可否同数により否決された。事実として取締役間に意見の対立が生じていれば、本件デッドロック条項が適用される。臨時株主総会が定足数を満たさず流会となったことについては、本件デッドロック条項が類推適用されるべきである。

原判決(東京地判令5・10・6金判1699号38頁)は、原告の請求を棄却したため、原告は控訴をした。

## 判決の要旨

控訴棄却。

東京高裁は、「控訴人は、本件株主間契約の解除事由である本件取締役会における本件デッドロック条項に該当する事由があると認められる以上、本件株主間契約の解除が認められると主張する。……本件取締役会における被控訴人Y<sub>2</sub>らに係る解任動議について、被控訴人Y<sub>2</sub>と被控訴人Y<sub>3</sub>をまとめて特別利害関係人として扱うことを前提に賛否を可否同数として本件デッドロック条項に該当するとの控訴人の主張は、前提を誤るものとして失当というべきである(る)……。」と述べて原判決を補正した。そして、以下のように判断した原判決を引用して、「控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する」と判示した。

すなわち、「本件株主間契約10条に基づく解除について、本件株主間契約2条及び3条においては、代表取締役及び取締役の人数のほか、Y<sub>1</sub>社による株式引受けに係る払込み直後における代表取締役の人選及び取締役の構成について具体的に定める一方、その余について『法令の定めに従って』選定等を行うとするのみであり、上記2条及び3条を根拠に、Dを代表取締役から解職することが許されないなどということとはできない。本件取締役会の時点で……Dを代表取締役から解職し、更に取締役からも解任するなどしようとしたことをもって、Y<sub>1</sub>社に本件株主間契約違反があるとはいえない。……本件デッドロック条項の直接適用による解除について、本件デッドロック条項が適用される状況が生じたとするY<sub>2</sub>らに係る解任議案の採決は、議長交代の動議の可決後のDの発言により行われたものであり、有効ないし適法な採決と認めることはできない。その

結果をもって本件デッドロック条項を適用する余地はない。……上記議長交代の動議はDの不公正な議事進行を受けて提出されたものと認められ……Dこそ、本件取締役会で本件デッドロック条項が適用される状況をあえて生じさせようとしていたものと認められる。……本件デッドロック条項を明文の範囲を越えて株主総会に適用することが本件株主間契約の各当事者の意思に沿うものと認めることはできない。……Y<sub>2</sub>らの損害賠償責任の有無について、Dにこそ善管注意義務違反等が認められるというべきであり、Dを代表取締役から解職するなどとしたことは、Y<sub>2</sub>らの義務違反行為とはいえない。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は原審の判断を維持し、控訴人の請求を棄却した。本判決および原判決は、株主全員により締結された本件株主間契約における解除事由の有無およびデッドロック条項の発動について、法解釈等が問題となったものではない。しかし、事実関係を詳細に検討して判断したものであり、株主間契約の運用に意義を有する。

具体的には、①本件株主間契約では、代表取締役を「法令の定めに従って選定・解職が行われる」旨の規定があり、取締役会決議により、代表取締役を解職することが当該契約上許されないということはない、②代表取締役は取締役会でデッドロック条項が適用される状況をあえて生じさせており、当該条項を適用する余地はない、③取締役会決議に適用される本件デッドロック条項を株主総会決議に及ぼすことはできないといえよう。

Xの主張によれば、第1に、本件株主間契約が締結されたのは、エネルギー・インフラ業界の経験・知見が乏しいY<sub>1</sub>社による不合理な経営判断を懸念したためである。第2に、Y<sub>2</sub>は代表取締役に就任すると、ファンドの減損等を行い、A社の収入を大幅に減少させ、Dに責任をなすり付ける目的で、Y<sub>1</sub>社の意向でY<sub>2</sub>らに社外調査委員会の調査費用等を支出させた。第3に、代表取締役の人選および取締役の構成はA社の基本的事項に当たり、取締役会でY<sub>2</sub>らがDを代表取締役から解職等をしたことは、本件株主間契約の解除事由に該当する。

しかし、本件株主間契約には、平成28年の増資に係る払込み直後の代表取締役の人選および取締役の構成に関し具体的な規定がありながら、代表取締役の選定・解職は法令の定めに従って行うとする旨の規定のみである。取締役会決議でDを代表取締役から解職することが当該契約上許されない訳ではない。Y<sub>1</sub>社は前記の増資によりA社株を引き受けたが、1株をXに売却して議決権比率を50%にとどめ、その影響力を抑えている。

また、Dは内部通報を受けて設置された社外調査委員会の調査に、全く協力していない。Dの代表取締役からの解職は当該委員会の調査報告書を踏まえ、取締役Y<sub>2</sub>らはDが代表取締役としての適格性を欠くと判断し、取締役会で議決権行使がなされた面がある。原判決が認定するように、当該決議にはFおよびGが加わり、両名はXとY<sub>1</sub>社の意見を代弁するものではない社外取締役として選任されている。当該状況は「一方当事者に帰責事由がある場合」とは言いえないであろう。

さらに、原判決は、取締役会の議長交代の動議がDの不公正な議事進行を受けて提出されたものであり、Dは取締役会の決議について、本件デッドロック条項が適用される状況をあえて生じさせたことを認定している。本件デッドロック条項は株主総会に係る決議事項には定めがなく、取締役会の決議事項に係る当該条項を類推適用できないとの判旨は妥当であろう。

## 二 株主間契約等による議決権拘束

株主間契約は、定款に記載すべき事項、会社の内部関係における定款外の合意、株主総会または取締役会の議決権行使等に関し、契約当事者となった株主相互間（対第三者を含む）の利害調整を図るため締結される<sup>1)</sup>。株主間契約は、会社法または定款では実現困難な会社の経営管理体制について柔軟なアレンジが可能となる。例えば、①出資金の多寡とは別に議決権配分等のガバナンスと特定株主の影響力の制限、②経営デッドロック時の対処等がある。株主間契約の幅広い運用を考えた場合、①いかなる事案で契約の解除がなされるのか、②契約の拘束力はいかなる範囲に及ぶのか、③契約違反時の救済等が課題となる。

株主間契約により各当事者が株主総会・取締役会の議決権を拘束する条項を設けることがある。例えば、①少数派株主または創業者系株主等を構

成員とする特別の任意機関（株主間協議会等）で定めた内容に基づく株主総会での議決権拘束、②特定株主間で今回・次回といった株主総会毎における優先順位を付けた議決権拘束<sup>2)</sup>が考えられる。株主間契約による議決権拘束の意義として、特定株主の影響力の制限・少数派株主の保護等がある。株主間契約の有効性は拘束条項の内容および範囲に照らし、公序良俗違反、現経営陣の不当な支配権維持等の不当目的がなく、発行会社の価値を高め、株主共同の利益を高めるものであれば否定されないであろう。他方、適切なガバナンスが期待できない株主間契約は、会社運営の混乱を招く危険性がある。議決権拘束契約が果たす役割に照らして、妥当性が検討されるべきとされる<sup>3)</sup>。

## 三 株主間契約に係る裁判例

株主間契約に係る裁判例を概観すれば、次のようになる。第1に、東京地判昭56・6・12（下民集32巻5～8号783頁）では、A社の代表取締役Y・Xを含む株主6名（総議決権の62%保有）は、Yと他の株主間で経営権をめぐる紛争が生じ、裁判外和解での解決策として株主間契約により、Y・Xを代表取締役に選出し、増資では議決権比率を変えないこととした。当該契約から約15年後の株主総会では、Xは取締役に再任されず、新株発行の割当てがなかった。Xは損害賠償をYらに請求した。裁判所は、株主間契約が紛争解決の暫定的義務であり、15年後では法的拘束力を認めることが相当ではないと判示した<sup>4)</sup>。

第2に、東京高判平12・5・30（判時1750号169頁）では、A社の代表取締役社長X<sub>1</sub>・専務取締役Yは、昭和62年8月に、株主間契約により、X<sub>1</sub>が代表取締役会長に選定後、代表取締役をYの子およびX<sub>1</sub>の子X<sub>2</sub>に交代し、X<sub>1</sub>は平成17年末まで取締役としての報酬を受領するとした。平成7年以降、X<sub>1</sub>らは取締役に再任されず、X<sub>1</sub>はYに損害賠償を請求した。裁判所は、約18年間の議決権行使拘束が過度の制限であると判示した。

第3に、名古屋地決平19・11・12（金判1319号50頁）では、A社の株主X社（総議決権の20%保有）とY社（同74.22%）は、株主間契約により、A社株を譲渡するには相手方の事前承諾を要するとした。A社がBグループの完全子会社となる株式交換を承認する総会招集がなされ、X社は株主



間契約にはA社株の譲渡に株式交換を含むため、総会の議決権行使禁止の仮処分を求めた。裁判所は、株主全員が当事者である議決権拘束契約であり、契約内容が本件議決権行使をしないものでない限り、株式交換は特別決議の承認により株主意思に関わらず法律上、完全子会社の株式が移転するため、株式譲渡とは法的に異なると判示した<sup>5)</sup>。

第4に、東京地判平27・9・7(判時2286号122頁)では、Y社の全株主であるX社とZ社の株主間契約により、Y社解散時の残余財産の分配に関し、Z社が現預金等の金融資産全てを、X社が金融資産以外の全ての財産を受け取ることにした。X社がY社株の一部をAに譲渡後、Y社の解散決議が承認されたが、Y社に金融資産以外の残余財産がなく、X社はY社に持株割合に応じた残余財産の分配を求めた。裁判所は、株主間契約には全株主の同意があり、定款変更の特殊決議による残余財産分配の属人的な定めと同視できるが、株主間契約締結後に株主になったAに、当該属人的な定めが適用されないとした<sup>6)</sup>。

第5に、大阪地判平28・2・19(判時2318号130頁)では、A社の全株主であるY社とXらにより、Y社に総議決権の過半数を取得できる新株予約権を無償で割り当て、Y社がA社に事業資金を貸し付ける旨の株主間契約が締結され、各履行がなされた。その後、A社の会社分割、破産申立てがなされ、XらはY社に損害賠償を請求した。裁判所は、Y社の一連の行為は会社法に定められた手続に則り行われたとして、請求を棄却した<sup>7)</sup>。

#### 四 株主間契約による議決権行使と解除

本判決は、議決権行使の拘束等が問題となっていた株主間契約に関する裁判例と異なり、株主間契約の解除事由の有無等を判断している。株主間契約は、多数の株主が存在する公開会社の特定株主間で締結されることもあるが、非公開会社の株主全員が締結した場合、より広範な内容について拘束力が認められるであろう<sup>8)</sup>。しかし、取締役会の議決権行使は会社に対する職務としてなされるものであり、それに関する合意の拘束力は、株主総会の議決権行使に係るものより認められる範囲が限定されるであろう。本件では、Dに善管注意義務違反等が認められる状況にあり、Y<sub>2</sub>らによる取締役会での議決権行使は正当なものである。

なお、Xは別訴によりA社の解散を請求したが、第一審で認容されながら(東京地判令4・3・17LEX/DB25605086)、控訴審で原判決が取り消されている<sup>9)</sup>。少数株主権として株主は、会社が業務の執行において著しく困難な状況等であり、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって会社の解散を請求できる(会社833条1項)。著しく困難な状況とは、取締役会・株主間の激しい対立により、会社の意思決定ができない場合等である<sup>10)</sup>。やむを得ない事由とは、株主間の激しい対立により解散決議もできない状況である場合等である<sup>11)</sup>。A社は経営上の重要事項の決定が混迷しているが、唯一の手段として解散が命じられる状況とまではいえない。

本件のように、資本提携事業等の当事者間で、当該関係に絡んで提訴をすることは、取締役会・株主総会の各決議等にみる会社運営が困難となる。各当事者は当該事業等の継続または解消時の株式買取規定等の手当て、訴訟のリスク・波及効を念頭に置いた運営が求められる。株主間契約の当事者は対象企業を共同で営むため、当該契約では業務執行役員等の選定・解職に係るより具体的な方策、デッドロック時のクール・ダウンの対処方法、仲裁条項の規定等が予め求められよう<sup>12)</sup>。

#### ●—注

- 1) 大隅健一郎=今井宏『会社法論中巻(第3版)』(有斐閣、1992年)79頁、江頭憲治郎『株式会社法(第9版)』(有斐閣、2024年)245~246頁。
- 2) 田中亘=森・濱田松本法律事務所編『会社・株主間契約の理論と実務』(有斐閣、2021年)119頁[石綿=内田=福田=芝村]参照。
- 3) 田中ほか編・前掲注2)337~341頁[加藤]。
- 4) 稲庭恒一「判例研究に見る株主間契約」明治大学法学部創立130年記念論文集(2011年)68頁。
- 5) 稲庭・前掲注4)76頁。
- 6) 北村雅史「判批」法教430号(2016年)139頁。
- 7) 朱大明「判批」ジュリ1506号(2017年)107頁。
- 8) 鳥山恭一「株主間合意の拘束力」法セ563号(2001年)107頁。
- 9) 公判判例集未登載。東京地判令5・10・6金判1699号47頁。
- 10) 東京地判平元・7・18判時1349号148頁、大阪地判昭57・5・12判時1058号122頁。
- 11) 最判昭61・3・13民集40巻2号229頁、東京高判平3・10・31金判899号8頁等。
- 12) 奈良輝久「合併企業の終了と継続的契約関係論」判タ1092号(2002年)63頁。